

## 【令和8年度版】

# 鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金

鯖江市では、老朽化した危険な空き家について、空き家所有者の自主的な除却を促進し、安全・安心で良好な住環境を確保するため、除却に要する費用の一部を補助します。



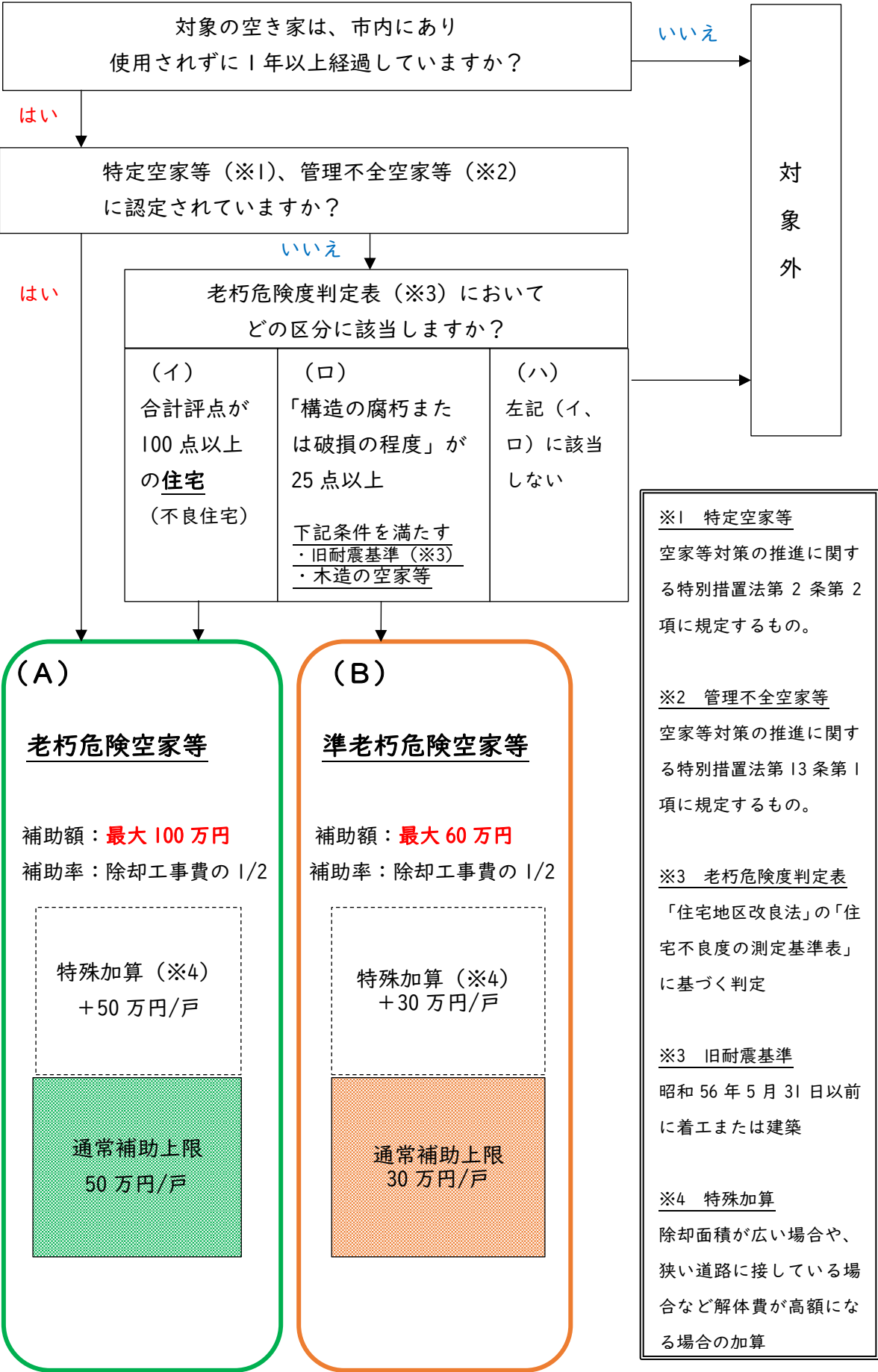
- 事前調査（現地調査）の結果、補助対象空家等に該当していると認められた場合に、交付申請を提出していただくことになります。
- 先着順での受付になり、予算に達した場合締め切ることがあります。

### 問い合わせ先 鯖江市 総務部 防災危機管理課

住所 〒916-8666 鯖江市西山町 13-1

TEL (0778) 42-5104 (直通) / FAX (0778) 51-8151

補助該当フロー図



老朽危険空家等（例）



準老朽危険空家等（例）



# 鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金

## (A) 老朽危険空家等

### 1 - 補助金額

|                                                          |                               |                                                                   |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------|-------------------------------------------------------------------|
| 要件を満たすと                                                  | 最大 <b>50万円</b> 補助率 <b>1/2</b> | 次のいずれかに該当した場合は、<br>特殊加算 50万円を含む<br>最大 <b>100万円</b> 補助率 <b>1/2</b> |
| ※除却工事に要する費用(消費税除く・工作物等の処分費用を除く)<br>に2分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て) |                               | (1) 構造が木造以外<br>(2) 延床面積が200㎡以上<br>(3) 狭あい道路沿い(幅員3m未満)             |

### 2 - 補助対象となる空家等

老朽危険空家等であり、次の(1)～(3)のすべてに該当することが条件になります。

- I または II
- (I) 鯖江市空家等対策協議会の審議を経て「特定空家等(空家等対策の推進に関する特別措置法第2条第2項に規定するもの)や、管理不全空家等(空家等対策の推進に関する特別措置法第13条第1項に規定するもの)」の認定を受けた空家等(店舗、工場など全ての建築物)
  - (II) 事前調査の結果、「老朽危険度判定表」において、合計100点以上になる住宅(不良住宅)
- (1) 一切の権利または権限について、その疑義が解決済であること
  - (2) 空家等となるに至った原因が、補助金の交付を受けるための故意による行為でないこと
  - (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと

### 3 - 補助対象となる者

次のいずれかに該当することが条件になります。

- (1) 空家等の所有者(登記事項記載証明書に記載されている者)
- (2) (1)の相続人
- (3) (1)または(2)から承認を得ている方

ただし、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方は対象となりません。

- (ア) 鯖江市税および料金を滞納している方
- (イ) 同一年度内に、この補助金の交付を受けたことがある方
- (ウ) 鯖江市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員の方または密接な関係にある方

### 4 - 除却工事に関すること

- (1) 空家等の敷地内に工作物、立木、動産等がある場合は、それらについても撤去してください。
- (2) 補助金の交付決定前に契約した除却工事には、本補助金を交付できませんので、必ず補助金の交付決定後に契約して工事に着手してください。
- (3) 交付決定を受けた除却工事については、必ず申請年度内に工事を完了してください。
- (4) 除却に係る施工者については、建設業法第3条第1項の許可を受けた業者、または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた業者に発注してください。
- (5) 補助対象経費は、除却に要した工事費(消費税除く)のみとなります。((1)は対象外)

# 鯖江市老朽危険空家等除却支援事業補助金

## (B) 準老朽危険空家等

### 1 - 補助金額

|                                                          |                               |                                                                  |
|----------------------------------------------------------|-------------------------------|------------------------------------------------------------------|
| 要件を満たすと                                                  | 最大 <b>30万円</b> 補助率 <b>1/2</b> | 次のいずれかに該当した場合は、<br>特殊加算 30万円を含む<br>最大 <b>60万円</b> 補助率 <b>1/2</b> |
| ※除却工事に要する費用(消費税除く・工作物等の処分費用を除く)<br>に2分の1を乗じて得た額(千円未満切捨て) |                               | (1) 延床面積が200㎡以上<br>(2) 狭あい道路沿い(幅員3m未満)                           |

### 2 - 補助対象となる空家等

準老朽危険空家等であり、次の(1)～(3)のすべてに該当することが条件になります。



旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に着工または建築)で、事前調査の結果、「老朽危険度判定表」の「構造の腐朽または破損の程度」の評点項目において、合計25点以上になる木造の空家等(店舗、工場など全ての建築物)

- (1) 一切の権利または権限について、その疑義が解決済であること
- (2) 空家等となるに至った原因が、補助金の交付を受けるための故意による行為でないこと
- (3) 公共事業等による移転、建替え等の補償の対象となっていないこと

### 3 - 補助対象となる者

次のいずれかに該当することが条件になります。

- (1) 空家等の所有者(登記事項記載証明書に記載されている者)
- (2) (1)の相続人
- (3) (1)または(2)から承認を得ている方

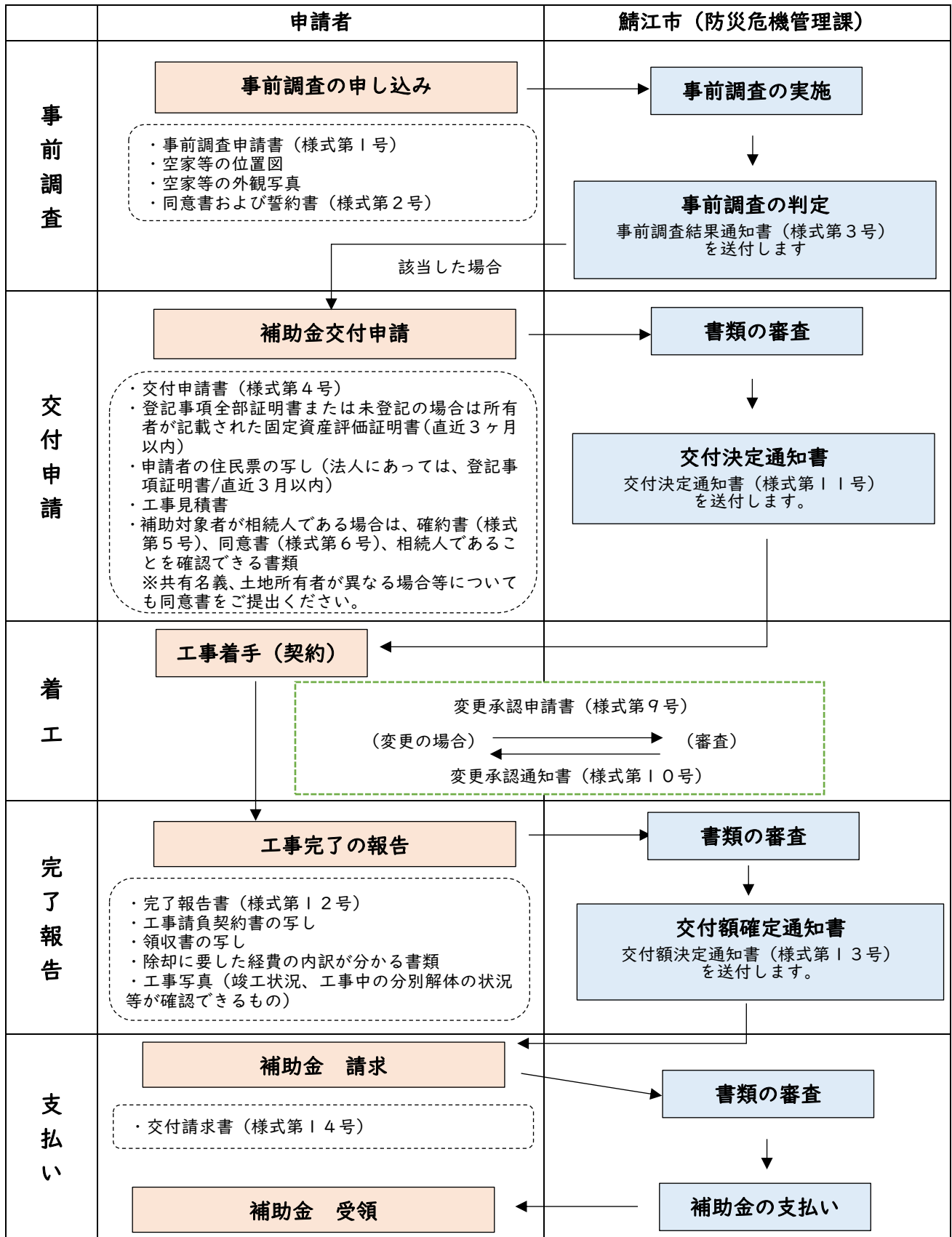
ただし、次の(ア)～(ウ)のいずれかに該当する方は対象となりません。

- (ア) 鯖江市税および料金を滞納している方
- (イ) 同一年度内にこの補助金の交付を受けたことがある方
- (ウ) 鯖江市暴力団排除条例に規定する暴力団、暴力団員の方または密接な関係にある方

### 4 - 補助対象となる工事

- (1) 空家等の敷地内に工作物、立木、動産等がある場合は、それらについても撤去してください。
- (2) 補助金の交付決定前に契約した除却工事には、本補助金を交付できませんので、必ず補助金の交付決定後に契約して工事に着手してください。
- (3) 交付決定を受けた除却工事については、必ず申請年度内に工事を完了してください。
- (4) 除却に係る施工者については、建設業法第3条第1項の許可を受けた業者、または建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第21条第1項の登録を受けた業者に発注してください。
- (5) 補助対象経費は、除却に要した工事費(消費税除く)のみとなります。((1)は対象外)

## 手続きの流れ



## 注 意 事 項

- 空家等の敷地内に工作物、立木、動産等がある場合は、それらについても撤去し、敷地内を更地の状態にしていただく必要があります。空家等の同一敷地内に、除却しない別の建築物や庭木などがある場合は、交付対象とはならないのでご注意ください。
  - 補助金の対象となるか否かについては、市の実施する現地調査の結果により決定しますので、必ず事前にご相談いただき、事前調査申請書をご提出ください。
  - 市では、施工業者の斡旋や指定はしていません。
  - 必要書類に不備がある場合または提出期限が守られないなどの場合、補助金の交付を取り消す場合があります。
  - 申請に提出された書類は返却できません。
  - 補助金交付に係るそれぞれの申請では、結果を通知するまでに数週間かかる場合がありますので、余裕をもって申請してください。
  - 補助金交付の対象とならなかった場合においても、所有者等の責任の元に適正な管理をお願いします。
  - 空家等を解体した場合、解体した年の年末までに法務局で建物滅失登記の申請をしてください。未登記の建物の場合は、市役所税務課までご連絡ください。
  - 空家等を解体することで、土地の固定資産税が増える場合があります。
- 詳しくは市役所の税務課（Tel0778-53-2209）までお問い合わせください。